



オ 略

カ 略

キ 略

ク 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

2 略

(4) 略

キ 略

ク 略

ケ 略

コ 略

(3) 桶川市から重度心身障害者に係る援護を受けている者で、本市の区域外に設置されている介護保険法第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所しているもの

(4) 市長が老人福祉法第11条第1項第1号の規定により、本市の区域外に設置されている同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

2 略

(4) 略

(5) 他の都道府県又は市町村が実施する制度により、この条例の規定による医療費、桶川市こども医療費支給に関する条例(昭和48年桶川市条例第15号)の規定による医療費又は桶川市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年桶川市条例第22号)の規定による医療費の支給に相当する助成を現に受けている者

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条第1項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

令和5年12月11日提出

桶川市長 小野克典

提 案 理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正等に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。